


所管部課	総務部職員課	部長	矢吹 勇一			
件名	東大和市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について		区分	○		1 審議事項
関係事項	条例規則					
	部課機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の改正に伴い、会計年度任用職員に係る介護休暇及び介護時間の取得要件を緩和するため、規則の一部改正を行う。</p> <p>(2) 主な改正内容 会計年度任用職員の介護休暇及び介護時間の取得要件である「在職期間が1年以上である職員」とする規定を削除する。</p> <p>(3) 施行日 公布の日</p> <p>(4) 影響及び効果 会計年度任用職員が介護休暇及び介護時間を取得しやすい環境が整備される。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>						
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。